

ふくしま復興特別資金

東日本大震災による地震・津波等で被災された中小企業者、震災や原発事故により事業活動に影響を受けた中小企業者を支援するため、国の保証制度を活用した「ふくしま復興特別資金」を設けております。

この制度は他の制度と比較して低金利（固定 1.7%）、低保証料（0.5%）、信用保証協会 100%保証で、負担の少ない借りやすい制度としておりますので、是非ご活用ください。

なおご利用の際は、まずは最寄りの県内金融機関にご相談ください。

■ 対象者 県内に事業所を有する方で、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者

- ① 信用保証協会の東日本大震災復興緊急保証の要件を満たすと認められた方（罹災証明書又は東日本大震災復興緊急保証中小企業者認定要領に基づく認定書は、県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行するものに限る。）

※ 具体的には、次のいずれかの要件に該当すればご利用いただけます。

ア 東日本大震災による災害（地震・津波等）により当該事業所等に損害を受けた方

イ 東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域、計画的避難区域または緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

ウ 最近3ヶ月間の売上高または販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。）が震災前の平成22年1月から平成23年2月までの同期に比して、10%以上減少している者。ただし、事業活動に震災の影響を受けた時期が平成23年4月以降である場合は、その影響を受ける直前の同期との比較を認める。（いずれも県内事業所の住所地を管轄する市町村が発行する証明書を要する）

■ 融資限度 運転資金、設備資金 8,000万円（併用時は8,000万円限度）

■ 資金用途 運転資金、設備資金

※ 上記①の要件に該当する場合、責任共有制度を除く保証協会の保証付き既存借入金の借換・一本化が可能です。

■ 融資期間 15年以内（うち据置3年以内）

■ 融資利率 固定 年1.7%以内

■ 保証料率 年0.5%（責任共有制度対象外で100%保証）

■ 担保 審査により必要になる場合があります。

■ 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要）

■ 取扱期間 令和9年3月31日貸付実行分まで

■ 申込み先 県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合、会津よつば農業協同組合）

※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7262 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。